

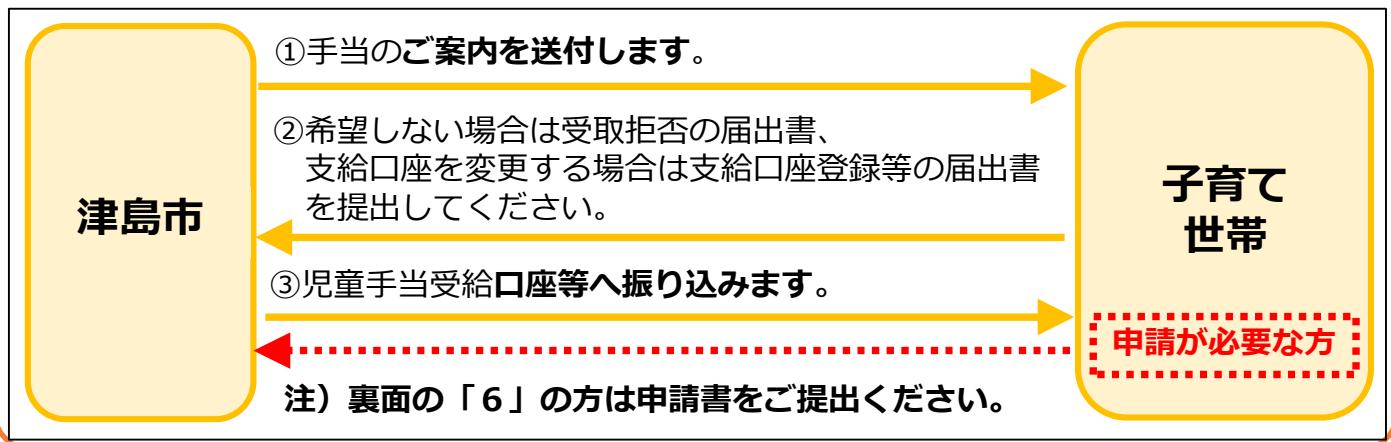
# 政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1人につき 2万円を 1回限りで支給します！

## ■はじめに・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

注）申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、申請が不要な方で、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ令和8年1月30日までに各届出書を提出してください。  
(各届出書は、津島市ホームページよりダウンロードできます。)



## 1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

(1) 令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童

(※令和7年9月に出生した児童については10月分)

(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

## 2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（1）の児童手当受給者、または上記（2）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

## 3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童 1人につき 2万円（1回限り）です。

## 4. いつもらえるの？【支給時期】

津島市では、申請が不要の方につきましては2月下旬を予定しています。

裏面「6」に該当する方（申請が必要な方）については、支給時期が異なります。支給日が決まりましたら、別途個別で通知させていただきます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

## 5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

### (1) 児童手当受給者

**原則、令和7年10月支給時（※）の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます**（※令和7年9月に出生した児童は12月支給時）。

### (2) 申請を行った保護者（「6」の対象者）

**申請書で指定した口座に振り込みます。**

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、**令和8年1月30日**までに必ず下記の窓口に支給口座登録等の届出書を提出してください。  
(支給口座登録等の届出書は、津島市ホームページよりダウンロードできます。)

## 6. 申請が必要な方は？

**次に記載する方は申請が必要**です。

- ①表面1.(2)の父母等に該当し、かつ**令和8年1月5日**以後に本市で児童手当を申請した方
- ②所属先から児童手当を受給している公務員の方（まずは所属先にご確認ください）
- ③令和7年10月1日以後の離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった父母等

## 7. 申請はいつまでにするの？【申請期間】

上記①～③に該当する方：**令和8年3月31日まで**

注) 令和8年3月出生の児童については令和8年4月15日までを申請期限とします。

## 8. こんなときはどうなるの？

### ■引っ越しした場合はどうなりますか？

**9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。**ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

### ■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

### お問い合わせ先（津島市役所）

津島市役所 こども健康部 子育て支援課  
「物価高対応子育て応援手当」窓口  
電話：0567-24-1121  
(受付時間：平日8:30～17:15)

### お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター  
電話：0120-252-071  
(受付時間：平日9:00～18:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに津島市から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに津島市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。